

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 1 3 5 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 30 年 11 月 26 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

### 第 1 監査の対象

平戸市文化観光商工部商工物産課

### 第 2 監査の期間

平成 30 年 10 月 2 日（火）、3 日（水）、4 日（木）

### 第 3 監査の概要

#### (1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

#### (2) 監査の対象とした事項

平成 28 年度及び平成 29 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

### 第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

#### (1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

#### (2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
  - ① 公印の管理状況
  - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
  - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
  - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

## 第5 監査の結果

監査の対象とした平成28年度及び平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。  
指摘事項等は次のとおりである。

### 【指導事項】

#### 1. 契約事務について

業務委託契約書において、契約保証金の免除を行っているが、免除するための根拠が記載されていないものが見られたので、適正な事務処理に努めていただきたい。

### 【意見】

#### 1. 商工物産課所管補助事業意見聴取会要領について

本要領は、当課が所管する各種補助金交付要綱において、「補助事業の審査にあたり、必要に応じて外部有識者等の意見を聴取するものとする。」を根拠として定められた要領であるが、商工物産課の内部規定として取り扱われている。しかし、この意見聴取会での意見は、補助事業の審査における重要な役割を担っており、実質的には審査会の機能を有しているものと考えられる。特に、中小企業等設備投資促進事業補助金においては、補助金の交付実績が1,500万円になるものもあることから、正式に審査会としての位置付けを行い、関係例規の整備を検討していただきたい。

その際、会議録の整備、関係委員の除斥等に関する規定の明記についても検討していただきたい。

## 第6 むすび

平戸市工業団地については、平成30年度中の分譲開始に向け順調に工事が進められているが、現段階では、立地を示している企業はないとのことである。本市においては、平成29年度から長崎県産業振興財団への職員派遣を再開するなど、これまでの企業誘致活動は評価できるものの、今後とも優良企業の誘致活動に精励さ

れるようお願いしたい。

一方、田平（田代）地区へ進出している農業法人においては、今後、事業拡大を視野に入れており、地元雇用が増えることなどが期待される。

平戸市総合戦略の基本目標である雇用の促進を図るため、創業や中小企業等設備投資への支援、空き店舗等の活用支援を行い、雇用の場の創出に努めるなど一定の成果が見られるものの、関連する補助金交付要綱が毎年のように改廃、統合が行われている。これは補助金の効果や利用者のニーズの変化に応じてなされたものと思われるが、短期間における制度変更は、有効性に加え、利用者の利便性や継続性も考慮する必要があったと思われる。

平戸ブランド戦略的プロモーション推進事業については、遠地（都市圏）での事業展開のため事業の経過が見えにくいと思われたが、チラシ、ポスター、利用者アンケート調査など、事業内容の可視化に努力していることが窺えた。平戸製品の取引額も平成 28 年度及び平成 29 年度ともに 9,000 万円を超える実績となっており、さらなる販路拡大に期待したい。

なお、今後の課題として、本事業への行政の役割と継続性について検討していただきたい。また、準公金団体監査時に指摘した事務事項については、改善に努めており、引き続き適正に処理されたい。

平成 30 年度に 23 回目を迎えた平戸海道渡海人祭は、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて、入場者数が 26,176 人、32,457 人、29,774 人、37,846 人、売上額は、7,518 千円、6,227 千円、6,252 千円、7,479 千円となっており、必ずしも入場者数と売上額が連動していない。これは、イベントだけの参加者が増え、飲食の売上に比べ物産品販売の売上が減少していることが原因と推測される。この傾向は、今後の事業展開に影響が出てくるのではないかと思われるので、検証に努めていただきたい。

商工物産課は、企業誘致をはじめ産業振興の重要な一翼を担っており、今後とも商工団体など各関係機関と連携を図りながら業務を推進されますよう希望いたします。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。